GS1 Japan Data Bank -事業者・ロケーション情報-登録規約

沿革　　2024 年 4 月 22 日　24 規約第 1 号　制　　定
2024 年 10 月 1 日　24 規約第 10 号　一部改正

GS1 Japan Data Bank -事業者・ロケーション情報-登録規約（以下、本規約）は、一般財団法人流通システム開発センター（以下、GS1 Japan）が管理・運営する GS1 Japan Data Bank -事業者・ロケーション情報-（以下、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」）の適正な利用について定める。

第 1 条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、⇒に続いて記載のとおりとする。

① GS1 AISBL⇒国際的な流通標準化推進機関である非営利ベルギー法人

② GS1 加盟組織⇒GS1 AISBL の傘下で GS1 標準の開発と普及活動を行うことを認められた組織（世界で 110 以上の国・地域に存在）

③ GLN（Global Location Number）⇒企業間取引において、事業者（法人・団体・個人事業主等）、部門（経理部・人事部等）、物理的な場所（事業所・工場・物流センター・店舗等）、電子的な場所（システムのアクセスポイント等）を唯一に特定できる GS1 AISBL が定める国際標準の識別コード

④ GTIN（Global Trade Item Number）⇒どの事業者の、どの商品（サービスを含む）であるかを表す GS1 AISBL が定める国際標準の識別コードで、商品のブランドオーナー（ある商品の名称を利用する権利を有する製造業者・卸売業者・小売業者・サービス提供者）が商品ごとに設定するコード

⑤ GS1 事業者コード⇒GLN・GTIN 等の GS1 AISBL が定める国際標準の識別コードを設定するために必要な番号で、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織が設定・管理し、事業者に貸与するコード

⑥ GLN 専用企業コード⇒GLN のみに使用できる専用コードで、GS1 Japan が設定・管理し、事業者に貸与するコード

⑦ My GS1 Japan⇒GS1 Japan がインターネット上で提供する各種サービスのポータルサイト

⑧ GLN 情報検索サービス⇒「GJDB -事業者・ロケーション情報-」に登録された GLN の情報および GS1 Japan が管理するデータベースに登録された GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードの貸与を受けている事業者の情報を、インターネットを通じて提供するサービス

⑨ GS1 Registry Platform⇒GS1 AISBL が運営し、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織を通じて、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織から GS1 事業者コードの貸与を受けた事業者に関する情報、当該事業者発信の GLN に関する情報、当該事業者発信の GTIN に関する情報、GLN・GTIN 等の GS1 AISBL が定める国際標準の識別コードに関するウェブ上の様々な情報・サービスにアクセスするためのリンク情報が蓄積されるレジストリー

⑩ 知的財産権等⇒特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・不正競争防止法上の権利等

第２条（「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の利用）

1　GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードが貸与された事業者（以下、登録事業者）は、My GS1 Japan から「GJDB -事業者・ロケーション情報-」を利用することができる。

2　登録事業者は、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の利用にあたり、GS1 Japan が定める「My GS1 Japan 利用規約」に従わなければならない。

3　登録事業者は、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の以下の機能を利用することができる。

①　GLN の設定および GLN 情報を登録する機能

②　登録した GLN 情報を管理する機能

③　「GJDB -事業者・ロケーション情報-」に登録された以下の情報を GLN 情報検索サービスに提供する機能

イ）GLN

ロ）GLN 名称

ハ）GLN タイプ

ニ）事業者名

ホ）用途

ヘ）郵便番号・住所

4　貸与されている GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードの有効期限が切れている場合、登録事業者は、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」を利用することができない。

第３条（登録事業者の基本 GLN）

1　GS1 Japan は、7 桁の GS1 事業者コード＋00000＋チェックデジット、9 桁の GS1 事業者コード＋000＋チェックデジット、10 桁の GS1 事業者コード＋00＋チェックデジット、10 桁の GLN 専用企業コード＋00＋チェックデジットあるいは 11 桁の GLN 専用企業コード＋0＋チェックデジットにより構成される GLN（13 桁）のいずれか 1 つを、登録事業者を特定するための基本 GLN として指定する。

2　登録事業者の基本 GLN は、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」に登録される。

3　基本 GLN の変更を希望する場合、登録事業者は GS1 Japan に変更を求めることができる。

4　事業者名、本社所在地、事業者の URL 等の基本 GLN に紐づく事業者に関する情報は、GS1 Japan に GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードの申請を行った際の情報が設定され、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」から登録することはできない。

第４条（GLN 情報の登録）

1　登録事業者は、基本 GLN を除く自社の GLN 情報を「GJDB -事業者・ロケーション情報-」に登録することができる。

2　登録事業者は、GS1 Japan が定める「GLN 利用の手引き」に従い、GLN を設定しなければならない。

3　登録事業者は、「GS1 Japan Data Bank(GJDB) -事業者・ロケーション情報- ユーザーマニュアル（登録ガイド）」に従い、GLN 情報を正確に登録し、登録情報が最新の情報となるように努めなければならない。

4　GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードが返還された場合も、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」に登録された情報は保持され、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」および GS1 Registry Platform において利用される。

5　登録事業者は、自身が登録した GLN 情報の削除が必要な場合、GS1 Japan に電子メール（gjdb_loc@gs1jp.org）で削除が必要な GLN 情報を申し出ることにより、GS1 Japan が「GJDB -事業者・ロケーション情報-」から GLN 情報を削除する。

第 5 条（登録事業者の子会社の GLN 登録）

1　登録事業者は、日本国内の完全子会社あるいは支配権を有する外国子会社の GLN を「GJDB -事業者・ロケーション情報-」に登録することができる。

2　前項の子会社の GLN を「GJDB -事業者・ロケーション情報-」に登録する場合、登録事業者は、事前に GS1 Japan が定める「GJDB -事業者・ロケーション情報-子会社 GLN 情報登録申請書」を GS1 Japan へ提出し、GS1 Japan による審査を受けなければならない。その際、登録事業者は、申請書に記載の申請条件に同意しなければならない。

第 6 条（GLN 情報の提供または公開）

1　「GJDB -事業者・ロケーション情報-」に登録された GLN 情報は「GJDB -事業者・ロケーション情報-」、GLN 情報検索サービスに提供または公開される。

2　登録事業者は、自社の基本 GLN 以外の GLN 情報の提供または公開を希望しない場合、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」および GLN 情報検索サービスに対して、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の機能を使用し、自身で公開制御することができる。

第 7 条（GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードの譲渡に伴う GLN および GLN 情報の変更）

1　登録事業者の合併・営業譲渡・会社分割等に伴い基本 GLN を構成する GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードが譲渡される場合、当該基本 GLN は使用停止となる。

2　登録事業者の合併・営業譲渡・会社分割等に伴い基本 GLN 以外の GLN 情報に変更が生じたときは、登録事業者の責任で GLN 情報が最新の情報となるように努めなければならない。

3　GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードを譲渡する場合、登録事業者は「GJDB -事業者・ロケーション情報-」に登録したすべての GLN 情報の使用を終了しなければならない。

4　GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードが譲渡される場合、GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードに紐づく GLN 情報は譲渡を受ける事業者に移管される。

第 8 条（GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードの返還に伴う GLN および GLN 情報の変更）

1　GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードを複数貸与された登録事業者が、基本 GLN を構成する GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードを返還する場合、基本 GLN は変更となる。

2　GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードを返還する場合、登録事業者は「GJDB -事業者・ロケーション情報-」に登録したすべての GLN 情報の使用を終了しなければならない。

第 9 条（権利帰属）

1　「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の知的財産権等は、GS1 Japan に帰属する。

2　「GJDB -事業者・ロケーション情報-」により提供される情報（知的財産権等を含む）は、GS1 Japan および登録事業者に帰属する。

3　「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の利用は、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」に関する GS1 Japan および登録事業者の知的財産権等に関し、いかなる権利も許諾するものではない。

第 10 条（料金・費用）

1　「GJDB -事業者・ロケーション情報-」への GLN 情報の登録は無料である。

2　「GJDB -事業者・ロケーション情報-」に接続するための通信費等は登録事業者の負担とする。

第 11 条（免責）

1　「GJDB -事業者・ロケーション情報-」への GLN 情報の登録は登録事業者の責任で行い、その情報の使用に関連して損害が発生しても、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織は、責任を負わない。

2　登録事業者が登録した GLN 情報により何らかの損害が GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織に発生した場合、またはそれらの組織が第三者から損害賠償の請求を受けた場合、登録事業者はその賠償をしなければならない。

3　「GJDB -事業者・ロケーション情報-」が何らかの原因により利用できなかったことにより生じる損害について、GS1 Japan は責任を負わない。

第 12 条（「GJDB -事業者・ロケーション情報-」のサービス変更・中断・中止）

1　GS1 Japan は、事業上の理由、システムの不具合・メンテナンス、法令の制定改廃、天災地変、偶発的事故、停電、通信障害、不正アクセス、その他の事由により、事前に通知することなく、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」のサービスを変更し、または中断もしくは中止することができる。また、それに起因して生じた損害について、GS1 Japan は責任を負わない。

2　GS1 Japan は、前項の変更・中断・終了にあたっては、事前に予告するよう努める。ただし、緊急の場合、技術的に困難な場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

第 13 条（禁止行為）

1　登録事業者は、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」を本来の利用目的以外に利用してはならない。

2　登録事業者は、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の利用にあたり、次の各号に該当する行為をしてはならない。

①　法令に違反する行為

②　犯罪に関連する行為

③　公序良俗に反する行為

④　GS1 Japan または第三者の有する知的財産権等およびプライバシー権、名誉、信用、肖像権、その他一切の権利または利益を侵害する行為

⑤　「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の運営・維持を妨げる行為

⑥ 「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または解析

⑦ 「GJDB -事業者・ロケーション情報-」のネットワークまたはシステム等に過度の負担をかける行為

⑧ 「GJDB -事業者・ロケーション情報-」のネットワークに不正にアクセスする行為

⑨ 第三者になりすます行為

⑩ 第三者に「GJDB -事業者・ロケーション情報-」を利用させる行為

⑪ 第三者の知的財産権等およびプライバシー権、名誉、信用、肖像権、その他一切の権利または利益の侵害となる情報を、GS1 Japan に送信する行為

⑫ 「GJDB -事業者・ロケーション情報-」により使用しうる情報を改ざん、流用または第三者に提供する行為

⑬ 前各号の行為を直接もしくは間接に惹起しまたは容易にする行為

⑭ その他、GS1 Japan が不適切と判断する行為

第 14 条（利用停止等）

1 GS1 Japan は、登録事業者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、事前に通知することなく、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の全部もしくは一部の利用の停止・終了をすることができる。

① 本規約に違反した場合

② GS1 Japan からの問い合わせに対して、7 日間以上応答がない場合

③ GS1 Japan が「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の利用を適当でないと判断した場合

2 登録事業者は、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の利用を停止された場合、GS1 Japan に対して負っている債務について期限の利益を失い、直ちに GS1 Japan に対する全ての債務の履行をしなければならない。

3 「GJDB -事業者・ロケーション情報-」に、GS1 Japan が不適切と判断する GLN 情報の登録があった場合、GS1 Japan は GLN 情報の削除、GLN 情報の公開または提供の停止等の是正措置を講じることができる。

4 GS1 Japan は、本条に基づく利用停止等により登録事業者に生じた損害について、責任を負わない。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1 登録事業者は「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の利用期間中、登録事業者およびその株主・役員その他、登録事業者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。

2 GS1 Japan は「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の提供期間中、GS1 Japan および GS1 Japan 役員その他、GS1 Japan を実質的に支配する者が暴力団・暴力団員・暴力団関係者・不法収益犯罪収益等関連犯罪行為者・総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。

3　登録事業者が 1 項の表明・保証に反した事実が判明したときは、GS1 Japan は登録事業者の「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の利用を停止し、必要な場合、登録事業者が登録した GLN 情報を削除することができる。その場合、登録事業者は、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の利用停止による損害賠償の請求をすることができない。

第 16 条（紛争処理および損害賠償）

1　登録事業者は、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の利用に関連して GS1 Japan、他の登録事業者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

2　登録事業者が、「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の利用に関連して第三者からクレームを受けまたは第三者との間で紛争が生じた場合、登録事業者は、登録事業者の費用と責任において、そのクレームまたは紛争を処理し、進捗および結果を GS1 Japan に報告すると共に、GS1 Japan、他の登録事業者が負担した損害を賠償しなければならない。

3　GS1 Japan は、登録事業者の「GJDB -事業者・ロケーション情報-」の利用に関して損害賠償義務を負わない。

第 17 条（準拠法および合意管轄裁判所）

1　本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。

2　本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 18 条（規約の変更）

1　GS1 Japan は、本規約を変更することができる。

2　本規約の変更は、GS1 Japan のウェブサイトまたは「GJDB -事業者・ロケーション情報-」上に、変更の効力発生日とともに掲載する方法によって行う。

3　登録事業者が規約変更の掲示後に「GJDB -事業者・ロケーション情報-」を利用したときは、変更後の規約に同意したものとみなされる。

附則　（2024 年 4 月 22 日施行）

本規約は、2024 年 4 月 22 日から適用する。

附則　（2024 年 10 月 1 日一部改正）

本規約は、2024 年 10 月 1 日から適用する。